

電話サービス契約約款

平成 30 年 10 月 15 日版

アルテリア・ネットワークス株式会社

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章(平成七年条約第二号)、国際電気通信連合条約(平成七年条約第三号)、条約附属国際電気通信規則(平成二年六月郵政省告示第四百八号)、国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約(昭和五十四年条約第五号)、電気通信事業法(昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号、以下「事業法」といいます。)第19条第1項の規定の趣旨に基づき、この電話サービス契約約款(料金表を含みます。以下「本約款」といいます。)を定め、本約款により電話サービス等を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、電話サービス等に附帯するサービス(以下「附帯サービス」といいます。)を、本約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
電気通信回線	利用者(電気通信事業者との間に電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している方をいいます。)が電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
通話	おおむね 3kHz の帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、または受ける通信
電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
電話サービス等	電話網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、他社契約回線を利用して行われるものであり、第5条(電話サービス等の種類)に規定するサービスをいう。

用語	用語の意味
一般電話契約	当社から一般電話サービスの提供を受けるための契約
総合デジタル通信網	主として 64kb/s の伝送速度により符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備
総合デジタル通信サービス	総合デジタル通信網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、他社契約回線を利用して行われるもの
一般電話契約者	当社と一般電話契約を締結している者
着払電話契約	当社から着払電話サービスの提供を受けるための契約
着払電話契約者	当社と着払電話契約を締結している者
電話契約等	一般電話契約または着払電話契約
契約者	一般電話契約者または着払電話契約者
通信	電話サービスに係る通信または総合デジタル通信サービスに係わる通信
電話サービス取扱所	電話サービス等に関する業務を行う当社の事業所
相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第 9 条の登録を受けた者または事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続（事業法第 32 条に基づく相互接続協定（電気通信設備の接続に関して締結する協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続をいいます）に係る電気通信設備の接続点
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
他社契約回線	協定事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線であって、その協定事業者が契約約款に規定する契約（以下「他社契約回線利用契約」といいます。）に基づき設置するもの（協定事業者の名称、電気通信サービスに係わる契約約款の名称及び他社契約回線利用契約の名称は別記 6 に定めるものに限りません。）
他社契約回線契約	他社契約回線のサービス提供を受けるための契約
携帯・自動車電話設備	協定事業者により設置される電気通信設備であって、電気通信番号規則（平成九年十一月十七日郵政省令第八十二号）第 9 条第 3 号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備
固定端末設備	協定事業者により設置される電気通信設備であって、電気通信番号規則（平成九年十一月十七日郵政省令第八十二号）第 9 条第 1 号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備
当社契約回線等	当社が別途定める直加入サービス契約約款（以下、単に「直加入サービス契約約款」といいます。）第 3 条（用語の定義）表中において規定する当社契約回線等
PHS 設備	協定事業者により設置される電気通信設備であって、電気通信番号規則（平成九年十一月十七日郵政省令第八十二号）第 9 条第 3 号に規定する電気通信番号により識別される識別されるもの
公衆電話設備	協定事業者が街頭その他の場所に設置する電話機等
着払通話利用回線	協定事業者により設置される電気通信設備であって、着払電話サービス及び着払電話サービスに係る通信の発信を可能とするもの
技術基準等	端末設備等規則（昭和六十年四月一日郵政省令第三十一号）で定める技術基準及び端末設備等の技術的条件
消費税相当額	消費税法（昭和六十三年十二月三十日法律第八八号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(サービス提供区域)

第4条 電話サービス等は別記1に定める区域において提供します。

第2章 電話サービス等の種類

(電話サービス等の種類)

第5条 電話サービス等には次の種類があります。

種 類		内 容
電話サービス	1.一般電話サービス	一般電話番号（その通話の通信料の支払義務を要する者を着信先である一般電話契約者として通話を行うために当社が一般電話契約者に付与する番号をいう。以下同じとする。）により行う電話サービスであり、電話サービスのうち2.以外のもの
	2.着払電話サービス (フリーナンバー)	着払電話番号（その通話の通信料の支払義務を要する者を着信先である着払電話契約者として通話を行うために当社が着払電話契約者に付与する番号をいう。以下同じとする。）により行う通話を媒介することとなる電話サービス
総合デジタル通信サービス	1.一般ISDNサービス	総合デジタル通信サービスのうち2.以外のもの
	2.着払ISDNサービス	着払電話番号により通信を媒介することとなる総合デジタル通信サービス
備 考		
<p>1 着払電話サービス（フリーナンバー）（以下「着払電話サービス」といいます。）または着払ISDNサービス（以下本欄において「着払サービス」といいます。）について、着払電話契約者から請求があったときは、当社契約回線等、固定端末設備、公衆電話設備、または携帯・自動車電話設備・PHS設備から発信された通信が着信されないようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。</p> <p>2 着払サービスについて着払電話契約者から請求があったときは、着払電話契約者があらかじめ指定した特定の当社契約回線等または着払通話利用回線から発信された通信が着信されないようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。</p> <p>3 着払電話契約者は、当社が着払サービスに係る通信の通信料金をその着払電話契約者に課金することを許容する地域を別に定める場合、これに従って指定していただきます。</p>		

第3章 一般電話契約

(契約の単位)

第6条 当社は、他社契約回線1回線ごとに1の一般電話契約を締結します。この場合、一般電話契約者は、1の電話契約につき1人に限ります。

(契約申込の方法)

第7条 一般電話契約の申込みをするときは、当社所定の申込書を電話サービス取扱所に提出していただきます。

(契約申込の承諾)

第8条 当社は、一般電話契約の申込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、その一般電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 一般電話契約を他社契約回線が携帯・自動車電話設備で利用するときに、一般電話契約の申込みをした者が、他社契約回線利用契約を締結した者と同一の者とならないとき及びその申込みをした者が、当社の与信基準を満たせないと当社が判断したとき。
- (2) 一般電話契約に係る申込みの内容が、相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (3) 一般電話契約の申込みをした者が、一般電話契約に係る料金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (4) 第49条（契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき
- (5) 一般電話契約の申込みをした者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます。）、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者であるとき、または反社会的勢力であったと判明したとき。
- (6) その他電話サービス等に係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(番号の付与)

第9条 当社は1の一般電話サービスについて1の一般電話番号を付与します。

2 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、一般電話番号を変更することがあります。この場合、当社はあらかじめそのことを一般電話契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(協定事業者の契約約款等による制約等)

第10条 一般電話契約者は協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより、他

社契約回線を利用することができない場合においては、電話サービス等を利用することはできません。

(国際通信利用休止)

第 11 条 当社は、一般電話契約者から請求があったときは、利用休止（その他社契約回線からの国際通信（料金表第 1 表（通信料金）に定める通信をいいます。以下同じとします。）に係わる電話サービス等を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。利用中止の請求をする場合は、あらかじめ当社所定の書面によりその旨を電話サービス取扱所に提出してください。利用の再開を請求する場合も同じとします。

(権利の譲渡)

第 12 条 一般電話契約に基づいて当社から電話サービス等の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(利用限度)

第13条 当社は、一般電話契約者が当社に支払うべき電話サービス等の料金の累積額（既に当社に支払われた金額を除きます。また、通話料金を月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額に対して定まる割引率を乗じて得た額を割り引く取扱いを行っている場合は、その割り引く前の金額とします。）について、次のいずれかに該当する場合は、限度額（以下本条において「利用限度額」といいます。）を定めることがあります。

- (1) 過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加しましたまたは増加することが予想される者
- (2) 電話サービス等の料金等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある者

2 前項の規定にもとづいて利用限度額を設定した場合、当社は契約者にその利用限度額を通知します。この場合、契約者の住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

3 利用限度額は、当社が別に定める額とします。

4 当社は、第1項に定める電話サービス等の料金の累積額が利用限度額を超えたときは、一般電話契約者に電話サービス等の提供を行わないことがあります。

5 一般電話契約者は、第1項の規定により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分の料金等の支払いについて、第42条（通信料金の支払義務）第1項の規定の適用を免れるものではありません。

6 第1項に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めたときは一般電話等契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。

(注) 本条第 3 項に規定する当社が別に定める利用限度額は、5 万円とします。

(契約者が行う契約の解除)

第 14 条 一般電話契約者は、一般電話契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の 10 日前までに、当社所定の書面によりその旨を電話サービス取扱所に通知してください。

(当社が行う契約の解除)

第 15 条 当社は、次の場合には、その一般電話契約を解除することがあります。

- (1) 第 29 条 (利用停止) 第 1 項の規定により利用停止した場合において、一般電話契約者がなお同条第 1 項各号に該当する場合は、一般電話契約を解除することがあります。
 - (2) 連続する 6 ヶ月 (料金表通則に規定する料金が発生する月をいいます。以下この条において同じとします。) の各月のいずれにおいても、当該一般電話契約に基づいて通信が行われなかったとき。
 - (3) 当社が、一般電話契約について、破産、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
- 2 当社は、第 1 項各号のいずれかに該当する場合に、その行為が電話サービス等に係る業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、利用停止をしないで直ちにその一般電話契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前 3 項の規定により一般電話契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を一般電話契約者に通知します。

(他社契約回線利用契約の解除等に伴う一般電話契約の取扱い)

第 16 条 一般電話契約者は、他社契約回線について、協定事業者が定める契約約款及び料金表の規定による他社契約回線利用契約の解除、利用休止、電話加入権等 (協定事業者と他社契約回線利用契約を締結したものがその他社契約回線利用契約に基づき、協定事業者の電気通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) の譲渡、電話番号の変更または移転があるときはそのことを電話サービス取扱所に通知してください。

- 2 当社は、前項の通知があったとき、またはその事実を知ったときは、その時点でその一般電話契約を解除します。ただし、その通知が電話番号の変更または移転に係るものであって、変更後の電話番号または移転先が第 4 条 (サービス提供区域) の規定に該当するときは、その一般電話契約は継続するものとします。

(その他の提供条件)

第 17 条 一般電話契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定めるところによります。

第4章 着払電話契約

(契約の単位)

第18条 当社は、他社契約回線1回線ごとに1の着払電話契約を締結します。この場合、着払電話契約者は、1の着払電話契約につき1人に限ります。

(契約申込の方法)

第19条 着払電話契約の申込みをするときは、当社所定の申込書を電話サービス取扱所に提出していただきます。

(契約申込の承諾)

第20条 当社は、着払電話契約の申込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、その着払電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 着払電話契約に係る申込みの内容が、相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (2) 着払電話契約の申込みをした者が、着払電話契約に係る料金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (3) 一般電話契約の申込みをした者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます。）、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者であるとき、または反社会的勢力であったと判明したとき。
- (4) その他電話サービス等に係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(着払番号の付与)

第21条 当社は1の着払電話サービスについて1の着払電話番号を付与します。

2 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、着払電話番号を変更することがあります。この場合、当社はあらかじめそのことを着払電話契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(協定事業者の契約約款等による制約等)

第22条 着払電話契約者は協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより、他社契約回線を利用することができない場合においては、電話サービス等を利用することはできません。

(権利の譲渡)

第23条 着払電話契約に基づいて当社から電話サービス等の提供を受ける権利は、譲渡

することができません。

(契約者が行う契約の解除)

第 24 条 着払電話契約者は、着払電話契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の 10 日前までに、書面によりその旨を当社に通知してください。

(当社が行う契約の解除)

第 25 条 当社は、次の場合には、その着払電話契約を解除することがあります。

- (1) 第 29 条 (利用停止) 第 1 項の規定により利用停止した場合において、着払電話契約者がなお同条第 1 項各号に該当する場合は、着払電話契約を解除することがあります。
 - (2) 当社が、着払電話契約について、破産、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
 - (3) 一般電話契約者が、暴力団等、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者であるとき、または、反社会的勢力であったと判明したとき。
 - (4) 一般電話契約者自ら、または第三者を利用して、当社の業務を妨害したとき、または、妨害するおそれのある行為をしたとき。
 - (5) 一般電話契約者自ら、または第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどしたとき。
 - (6) 一般電話契約者自ら、または第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をしたとき。
 - (7) 一般電話契約者自ら、または第三者を利用して、自身や、その関係者が暴力団等である旨を当社に認知させるおそれのある言動、態様をしたとき。
- 2 当社は、前項各号のいずれかに該当する場合に、その行為が電話サービス等に係る業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、利用停止をしないで直ちにその着払電話契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前 2 項の規定により着払電話契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を着払電話契約者に通知します。

(他社契約回線利用契約の解除等に伴う着払電話契約の取扱い)

第 26 条 着払電話契約者は、他社契約回線について、協定事業者が定める契約約款及び料金表の規定による他社契約回線利用契約の解除、利用休止、電話加入権等 (協定事業者と他社契約回線利用契約を締結したものがその他社契約回線利用契約に基づき、協定事業者の電気通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) の譲渡、電話番号の変更または移転があるときはそのことを電話サービス取扱所に通知してください。

2 当社は、前項の通知があったとき、またはその事実を知ったときは、その通知があつ

た時またはその事実を知った時にその着払電話契約を解除します。ただし、その通知が電話番号の変更または移転に係るものであるときは、その着払電話契約は継続するものとしてします。

(その他の提供条件)

第 27 条 着払電話契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定めるところによります。

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第28条 当社は、次の場合には、電話サービス等の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき(相互接続協定に基づき協定事業者から請求があったものを含みます)。
 - (2) 特定の契約者回線から、多数の不完了呼を発生させたことにより、現に通信が輻輳し、または輻輳するおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 第36条(重要通信の取扱い)の規定により、通信の利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により電話サービス等の利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第29条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内で当社が定める期間(本約款の規定により、支払いを要することとなったその電話サービス等に係る料金、割増金、延滞利息等の料金またはその他の債務を支払わないときは、それら全てが支払われるまでの間)、その電話サービス等の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が請求書において指定する期日(以下「支払期日」といいます。)を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 契約者が、その者の他の電話契約等または直加入サービス契約約款に定める直加入契約に係る料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 契約者の電話契約等に係る申込み、契約者の地位の承継の届出または契約者の氏名等の変更の届出の際に、その者の氏名若しくは商号または住所若しくは居所に関し事実と反する申告を行ったことを当社が確認したとき。
- (4) 第38条(国際通信の利用制限)または第49条(契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (5) 当社の了承を得ずに、当社契約者回線等に、自衛端末設備、自衛電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係わる電気通信回線を接続したとき。
- (6) 当社契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に、契約者が当社の行う検査を拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を当社契約者回線等から取り外さなかったとき。
- (7) 前各号のほか、本約款の規定に違反する行為であって、電話サービス等に係る業務の遂行または当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある

る行為をしたとき。

- 2 当社は、前項の規定により電話契約等に係る電話サービス等の利用を停止しようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を契約者に通知します。ただし、前項第4号により、電話サービスの利用停止を行うとき（第49条（契約者の義務）第1項第4号の規定の違反により、電話サービスの利用停止を行うときに限ります。）であって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（接続休止）

第30条 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、契約者は他社相互接続通信（その協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）を行うことはできません。

- 2 前項の場合に、契約者が他社相互接続通信を全く利用することができなくなったときは、当社は電話サービス等の接続休止（当社の電気通信設備に係る通信と他社相互接続通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、その電話サービス等について、契約者から電話契約等の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 3 当社は、前項の規定により電話サービス等の接続休止をするときは、あらかじめ、そのことを契約者に通知します。
- 4 第2項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その電話契約等は解除されたものとして取り扱います。

第 6 章 通信の取扱い

(通信の種類)

第 31 条 電話サービス等に係る通信の種類は、料金表第 1 表第 2 (通信料金) に定めるところによります。

(電話サービス等に係る通信)

第 32 条 電話サービス等は、当社が相互接続協定に基づき定めた通信に限り行うことができるものとします。

(通話以外の通信の取扱い)

第 33 条 電話サービス等を利用して行う通話以外の通信 (総合デジタル通信サービスにあつては、64kb/s の伝送速度により符合、音響または映像を伝送交換することとなる通信を除きます。) は、これを通話とみなして取り扱います。

(国際通信の取扱地域)

第 34 条 国際通信の取扱地域は料金表題 1 表第 2 (通信料金) に定めるとおりとします。

(外国における取扱い)

第 35 条 国際通信の取扱いについては、外国の法令及び外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

(重要通信の取扱い)

第 36 条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力等の供給の確保または秩序の維持のため必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている他社契約回線以外のものによる通信の利用を中止する措置 (特定の地域のへの通信を中止する措置を含みます。) をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
当社が別記 4 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国または地方公共団体の機関

（通信時間等の制限）

第 37 条 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域への通信の利用を制限することがあります。

（国際通信の利用制限）

第 38 条 一般電話契約者は、コールバックサービス（他社契約回線から発信する電話サービス等に係わる国際通信を外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする携帯の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、次の方式のものを利用し、または他人に利用される態様で国際通信を行ってはなりません。

区 別	方式の概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して通信の請求が行われ、契約者がコールバックの利用を行う場合のみ、それに対応することで提供がなされるコールバックの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際し、当社が国際通信に係わる通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑制されることとなるコールバックサービスの方式

(通信時間の測定等)

第 39 条 通信時間の測定等については、料金表第 1 表第 2 (通信料金) に定めるところによります。

第7章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

第40条 電話サービス等の料金は、料金表第1表に規定する基本料金及び通信料金とします。

- 2 工事に関する費用は、料金表第2表に定めるところによります。
- 3 当社は状況に応じて特定の契約者と個別の料金設定を行うことがあります。

(基本料金の支払義務)

第41条 着払電話契約者は着払電話契約に基づいて当社が着払電話サービスの提供を開始した日から起算して着払電話契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は1日間とします。)について、料金表に規定する基本料金の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、着払電話サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
 - (1) 着払電話契約者は、第5条(電話サービス等の種類)備考欄1または2の規定により、発信できる電気通信設備の一部または全部を制限している場合であっても、その期間中の基本料金の支払いを要します。
 - (2) 利用停止があったときは、着払電話契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
 - (3) 前号の規定によるほか、着払電話契約者は、次の場合を除き、着払電話サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 着払電話契約者の責めによらない事由により、その着払電話サービスを全く利用できない状態(その着払電話契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその着払電話サービスの料金
2 当社の故意または重大な過失によりその着払電話サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	利用できなかった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその着払電話サービスの料金

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(通信料金の支払義務)

第 42 条 電話契約等を締結したときは、契約者は、次の通信について、当社が測定した通信時間と料金表の規定とに基づいて算定した通信料金を支払わなければなりません。

	区 別	支払を要する者
一般電話サービス または一般 ISDN サービスに係わる通信	他社契約回線から行った通信 (その一般電話契約者以外の者が行った通信を含みます。)	その他社契約回線の一般電話契約者
着払電話サービス にまたは着払 ISDN サービスに係わる通信	着払通話利用回線または当社契約回線等から行った通信	その通信の着信先となる他社契約回線の着払電話契約者

2 契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第 1 表に定めるところにより算定した料金額を支払っていただきます。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(工事に関する費用の支払義務)

第 43 条 契約の申込みまたは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、他社契約回線に係る着払電話契約者は、料金表第 2 表に定める工事に関する費用の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事に関する費用が支払われているときは、当社は、その工事に関する費用を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、着払電話契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において負担を要する費用の額は、その費用に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の計算方法)

第 44 条 料金の計算方法及び料金の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第 45 条 契約者は、電話サービス等の料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する

額に消費税相当額を加算した額（料金表通則の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金については、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払わなければなりません。

（延滞利息）

第 46 条 契約者は、電話サービス等に係る料金その他の債務（延滞利息を除きます。以下本条において同じとします。）について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日からその支払の日の前日までの日数について、年 14.5 パーセントの割合で計算して得た額を延滞利息として支払わなければなりません。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払があったときは、この限りではありません。

第8章 保守

(修理または復旧の順位)

第47条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第35条（重要通信の取扱い）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条第1号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第9章 損害賠償等

(責任の制限等)

- 第48条 当社は、電話サービス等を提供すべき場合において、当社または協定事業者の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったとき（その提供を行わなかったことの原因が、本邦の相互接続点より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、契約者が電話サービス等を全く利用できない状態（その電話サービス等に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者に損害を賠償します。ただし、協定事業者が、その協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。
- 2 前項の場合において、当社は、電話サービス等が全くで利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその電話サービス等に係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
- (1) 料金表第1表第1（基本料金）に規定するその着払電話契約に係る基本料金
 - (2) 料金表第1表第2（通信料金）に規定する料金（電話サービス等を全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月（料金表通則に規定する暦月をいいます。）の前6ヶ月の1日あたりの平均の通信に係る料金（前6ヶ月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）
- 3 第1項の場合を除き、当社は電話サービス等の提供にあたって、電話サービス等を利用する方に与えた損害について賠償の責任を負いません。
- 4 前3項の規定にかかわらず、第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により電話サービス等の提供を行わなかったときは、この限りではありません。

第 10 章 雑則

(契約者の義務)

第 49 条 契約者は、電話サービス等の利用において次の事項を守らなければなりません。

- (1) 善良な管理者の注意をもって当社が設置する電気通信設備を保管すること。
 - (2) 天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、当社が設置する電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、または分解しないこと。
 - (3) 当社が承諾したときまたは天災その他の災害に対して保護する必要があるときを除き、当社が設置する電気通信設備に線条を連絡し、または他の機械を取り付けないこと。
 - (4) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信輻輳を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (5) 故意に他社契約回線を保留したまま放置し、その他通話の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (6) 違法にまたは公序良俗に反する態様で、電話サービス等を利用しないこと。
 - (7) 前各号のほか電話サービス等に係る当社の業務に妨害を与える行為をしないこと。
- 2 契約者は、前項の規定の適用については、当社が設置する電気通信設備の利用、管理について、善良な管理者の注意を怠った場合、契約者以外の方の行為についても当社に対して責任を負わなければなりません。
- 3 契約者は、前 2 項の規定に違反して、その電気通信設備を亡失し、または毀損したときは、その補充、修理その他の工事に要する費用を負担しなければなりません。

(承諾の限界)

第 50 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、電話サービス等に係る業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約者の氏名等の通知)

第 51 条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者と他社相互接続通信に係る契約を締結している者に限ります。）の氏名、住所及び電話番号をその協定事業者に通知することがあります。

(契約者の異動に関する協定事業者からの通知)

第 52 条 当社は、契約者から第 16 条（他社契約回線利用契約の解除等に伴う一般電話契

約の取扱い) または第 26 条 (他社契約回線利用契約の解除等に伴う着払電話契約の取扱い) の規定による通知がない場合においては、これらの変更事項について当該協定事業者へ照会し、その通知を受けることがあるものとし、契約者は、これを承認していただきます。

(電話帳)

第 53 条 当社は、着払電話契約者から請求があったときは、当社が付与した電話番号を電話帳 (別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします) に掲載します。

(電話番号案内)

第 54 条 当社は、着払電話契約者から請求があったときは、当社が付与した電話番号について、別記 6 に定める協定事業者の契約約款に定める電話番号案内において案内を行います。

(協定事業者による電話サービス等に関する料金の回収代行)

第 55 条 当社は、電話等契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、当社が本約款の規定によりその電話等契約者に請求することとした料金または工事に関する費用について、当社の代理人として協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その請求をした電話等契約者が、当社が請求することとした料金または工事に関する費用の支払いを怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (2) その電話等契約者の請求について、協定事業者が承諾しないとき。
- (3) その他電話サービス等に関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 前項の規定により協定事業者が請求した料金または工事に関する費用について、その電話等契約者が、協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者に支払わないときは、その電話等契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(注) 本条第 1 項に規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(法令に規定する事項)

第 56 条 電話サービス等の提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第 57 条 本約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 11 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 58 条 電話サービス等に関する附帯サービスの取扱いについては、別記 8 に定めるところによります。

別 記

1 サービス提供区域

(1) 電話サービス等の提供区域

① 一般電話契約に係わる電話サービス等

次に掲げる都県の区域において提供します。ただし、携帯・自動車設備による電話サービス等については、全国において提供します。

北海道（札幌、千歳、夕張、栗山、芦別、滝川、岩見沢、当別、石狩、小樽、余市、岩内、具知安、寿都、伊達、室蘭、苫小牧、早来、鶴川、門別富川、浦河、静内、えりも地域）、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、福岡県

ただし以下の地域を除きます。

東京都の島嶼、広島県大竹市、福岡県豊前市、築上郡（新吉富町、大平町及び吉富町に限る。）

② 着払電話契約に係る電話サービス等

全国において提供します。

(2) 当社は、一般電話契約に係る電話サービス等の提供区域について閲覧に供します。

(3) 電話サービス等は、相互接続点相互間（1の相互接続点に終始する場合を含みます。）及び相互接続点と直加入サービス契約約款に規定する当社契約回線等の終端との間において提供します。

2 契約者の地位の継承

(1) 契約者について相続または合併があったときは、相続人または合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、契約者の地位を承継します。

(2) (1)の規定により契約者の地位を承継した方は、速やか契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出てください。

(3) (1)の場合において、相続により契約者の地位を承継した方が2人以上あるときは、そのうち1人を代表者と定め、(2)の手続きをとってください。代表者を変更するときも同様とします。

(4) (3)の規定による代表者の届出がないときは、当社が代表者を指定します。

3 契約者の氏名等の変更

(1) 契約者は、その氏名若しくは商号または住所若しくは居所について変更があったときは、速やかに書面によりそのことを電話サービス取扱所に届け出てください。

(2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者。
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

5 当社の責任維持

当社は、当社が設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省第30号）に適合するように維持します。

6 他社契約回線に係わる協定事業者

(1) 一般電話契約に係わるもの

他社契約回線の区分	協定事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
1. 固定端末設備	東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約または着信用電話契約	電話サービス契約約款
		第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約または臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約または着信用電話契約	電話サービス契約約款
		第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款

		たは臨時第2種契約	
2. 携帯・自動車電話 設備	株式会社エヌ・テ ィ・ティ・ドコモ	FOMA 契約または FOMA ドコモコール 契約	FOMA サービス契 約約款
		衛星電話契約（第3種 契約を除きます。）	衛星電話サービス契 約約款
	KDDI株式会社	au契約（au電話または auデュアルに係るもの に限ります。）または ローミング契約（au電 話またはauデュアルに 係るものに限ります。）	au通信サービス契約 約款
	沖縄セルラー電話 株式会社	au 契約（au 電話または au デュアルに係るもの に限ります。）または ローミング契約（au 電 話またはauデュアルに 係るものに限ります。）	au通信サービス契約 約款
	ソフトバンク株式 会社	一般 3G 通信サービス 契約	3G サービス契約約 款

(2) 着払電話契約に係わるもの

協定事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約または着信専用電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約または臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約または着信専用電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約または臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款

7 管轄裁判所

本約款に関する訴訟については、その債権額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

8 通信明細内訳書の送付

- (1) 当社は、通信明細内訳を記録している電話サービス等について、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、通信明細内訳書を送付します。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、その通信明細内訳の管理に係る料金として料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する通信明細内訳書の管理手数料の支払いを要します。

料金表

通 則

(料金の設定)

- 1 電話サービス等に係る料金は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とをあわせて当社が設定します。ただし、協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法)

- 2 当社は、一般電話契約者または着払電話契約者がその一般電話契約または着払電話契約に基づいて支払っていただく通信料金は暦月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、暦月によらず随時に計算します。
- 3 当社は次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) 暦月の初日以外の日に着払電話サービスの提供を開始したとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日に着払電話契約の解除があったとき。
 - (3) 暦の初日に着払電話サービスの提供を開始し、その日にその着払電話契約の解除があったとき。
 - (4) 第 41 条第 2 項第 3 号の表の規定に該当するとき。
 - (5) 3 の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 4 3 の規定による月額料金の日割りは、暦日数により行います。この場合、第 40 条第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる暦日あたり 6 時間以上をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、本約款において別に定めがあるときは、この限りではありません。

(料金の支払方法)

- 6 契約者は、料金について当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

- 7 第 1 条（約款の適用）、第 40 条（料金及び工事に関する費用）から第 43 条（工事に関する費用の支払義務）までの規定その他約款の規定によりこの料金表に定める料金の支払を要するものとされている額は、税込の表示のないものについては、この料金表に定め

る額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

- 8 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

(小額料金の翌月請求)

- 9 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が 1,000 円未満（消費税込）の場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

第1表 電話サービス等の料金

第1 基本料金

1 適用

基本料金は、一般電話サービス及び一般 ISDN サービスプランⅣ、着払電話サービス及び着払 ISDN サービスプラン A について適用します。

2 料金額

プランⅣ 380 円/月額 1 契約ごとに

プラン A 2,000 円/月額 1 着払電話番号ごとに

第2 通信料金

1 適用

(1) 料金の設定

通信料金は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。

(2) 当社は、電話サービス等に係る通信に料金の適用にあたって次のとおり種類等を設定します。

① 通信の種類

種 類	適用する通信
1 国内通信	本邦内において終始する通信
2 国際通信	本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われる通信
備 考	
1. 携帯・自動車電話設備から発信する一般電話サービスに係る通話は、国際通信に限ります。	
2. 総合デジタル通信サービスに係る国際通信は、通話のみ行うことができます。	
3. 着払電話サービス及び着払 ISDN サービスは、国内通信のみ行うことができます。	

② 国内通信の区分

区 分	適用する通信
1 市内通信	単一の単位料金区域（別記6の表中1 欄に定める他社契約回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に定める単位料金区域に準じて当社が設定する区域をいいます。）内に終

	始する通信であって、携帯・自動車電話設備、PHS設備からの着払電話サービスに係る通信を除くもの
2 県内市外通信	同一の都県（その都県の区域について平成11年郵政省令第24号で定めがある場合は、その定めによります。）の区域内に終始する通信のうち1以外の通信であって、携帯・自動車電話設備、PHS設備及び公衆電話設備に係る通信を除くもの
3 県間市外通信	1及び2以外の通信であって、携帯・自動車電話設備、PHS設備及び公衆電話設備に係る通信を除くもの
4 携帯・自動車電話設備への通信	携帯・自動車電話設備に係る通信
5 その他通信	PHS設備または公衆電話設備に係る通信であって1以外の通信

③ 国内通信における通信地域間距離の測定

携帯・自動車電話設備に係るもの以外の国内通信の適用にあたって通信地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。

ア 当社は、全国の区域を一辺2kmの正方形に区分し、その区分した区画（以下「方形区画」といいます。）にそれぞれ縦軸の番号及び横軸の番号を付します。

イ 通信地域間距離の測定のための起算点となる方形区画は、他社契約回線が収容されている当社が別に定める協定事業者の事業所が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画とし、当社が指定する電話サービス取扱所において、その方形区画の番号（以下「方形区画番号」といいます。）を閲覧に供します。

ウ 通信地域間距離は、双方の通信地域間距離測定のための起算点となる方形区画番号に基づき、次の算式により算出します。この場合、算出した結果に1km未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。

通信地域間距離＝

$$\sqrt{\left[\begin{array}{c} \text{縦軸の方形区画} \\ \text{番号の数差} \times 2 \end{array} \right]^2 + \left[\begin{array}{c} \text{横軸の方形区画} \\ \text{番号の数差} \times 2 \end{array} \right]^2}$$

(3) 通信時間の測定等

- ① 通信時間は、双方の電気通信回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者または着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社及び協定事業者の機器により測定します。
- ② 回線の故障等通信を発信した者または着信した者の責任によらない理由により、通信を行うことができなかったと当社が認めた時間は、①の通信時間に算入しません。

(4) プランに係る料金の適用

ア 当社は、一般電話サービス及び一般 ISDN サービスに係わる国内通信に係わる料金を適用するにあたって、次表のプランを定めます。

(i) 市内、県内市外、県間市外通信にかかわるもの (6円電話)

区分	内容
プランⅠ	このプランを選択する一般電話契約者の他社契約回線に係る通信料金について2(料金額)の2-1-1(1)に規定する料金を適用するもの
プランⅡ	このプランを選択する一般電話契約者の他社契約回線に係る通信料金について2(料金額)の2-1-1(2)に規定する料金を適用するもの
プランⅢ	同一の一般電話契約者がその者の20以上の一般電話契約においてこのプランを選択する場合に、そのすべての他社契約回線に係る通信料金について2(料金額)の2-1-1(3)に規定する料金を適用するもの
プランⅣ	このプランを選択する一般電話契約者の他社契約回線に係る通信料金について2(料金額)の2-1-1(6)に規定する料金を適用するもの

(ii) 携帯・自動車電話設備・PHS設備への通信にかかわるもの (ロクゼロ携帯)

区分	内容
プランα	このプランを選択する一般電話契約者の他社契約回線に係る通信料金について2(料金額)の2-1-1(4)に規定する料金を適用するもの
プランβ	このプランを選択する一般電話契約者の他社契約回線に係る通信料金について2(料金額)の2-1-1(5)に規定する料金を適用するもの

イ 一般電話契約者は、アに規定するプランから、(i)、(ii)についてあらかじめ何れかのプランを1つずつ選択し、電話サービス取扱所に申し出てください。ただし(i)でプランⅣを選択した場合は(ii)においてプランβを選択することはできません

ん。

ウ イにおいて、特段の申出がなかったときは、当社は、一般電話契約者がプラン I、プラン α を選択したものとみなして取り扱います。

エ 一般電話契約者は、暦月の途中でイまたはウの規定により選択したプランを変更することはできません。変更しようとするときは、その前月の末日の 10 日前までにその旨を当社に請求していただきます。

(4)-2 プランに係る料金の適用(2)

ア 当社は、着払電話サービスに係る国内通信に係る料金を適用するにあたって、次表のプランを定めます。(フリーナンバー)

区分	内容
プラン A	このプランを選択する着払電話契約者の他社契約回線に係る通信料金について 2(料金額)の 2-1-2 (1) に規定する料金を適用するもの
プラン B	このプランを選択する着払電話契約者の他社契約回線に係る通信料金について 2(料金額)の 2-1-2 (2) に規定する料金を適用するもの

イ 着払電話契約者は、アに規定するプランから、あらかじめいずれか 1 のプランを選択し、当社に申し出ていただきます。

ウ イにおいて、特段の申出がなかったときは、当社は、着払電話契約者がプラン A を選択したものとみなして取り扱います。

エ 着払電話契約者は、暦月の途中でイまたはウの規定により選択したプランを変更することはできません。変更しようとするときは、その前月の末日の 10 日前までにその旨を当社に請求していただきます。

(5) 昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日、日曜日、祝日の料金額の適用

一般電話契約者及び着払電話契約者に係る国内通信については、昼間、夜間及び深夜・早朝の区分及び土曜日・日曜日・祝日の区分による時間帯を設定します。

ア 昼間、夜間及び深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。ただし、イの区分による時間帯は除くものとします。

区分	時間帯
昼間	午前 8 時から午後 7 時までの間
夜間	午後 7 時から午後 11 時までの間
深夜・早朝	午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 11 時から午後 12 時までの間

イ 土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。

区 分	時間帯
土曜日・日曜日・祝日	土曜日・日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 12 月 29 日、12 月 30 日、12 月 31 日、1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。）における午前 8 時から午後 7 時までの間

(6) 一般電話契約（携帯・自動車電話設備からの発信を除きます。以下この項において同じとします）の申込みに係る料金控除の適用

ア 当社は、一般電話契約の申込みを受け、承諾したときは、当社がその一般電話契約に係る電話サービス等の提供開始日の属する月（以下(6)において「料金開始月」といいます。）の通信の通信料金（通信明細内訳書の管理手数料を含みます。以下(6)において同じとします。）に係る月間累計額から、1,000 円を控除します。（以下(6)において「申込みに係る料金控除の適用」といいます。）ただし、一般電話契約者からの申出により、1 の請求書において複数の一般電話契約に係る通信の通信料金を含む支払いの請求を行う場合に、申込みに係る料金控除の適用をするときは、1 の請求書に係る月間累計額から 1,000 円に同一の料金開始月により申込みに係る料金控除の適用を受ける一般電話契約の数を乗じて得た額を控除するものとします。

イ アに規定する申込みに係る料金控除の適用において、利用開始月における通信の通信料金の 1 の請求書に係る月間累計額がアに規定する控除額に満たない場合は、その利用開始月の通信の通信料金の月間累計額から同額を控除するものとし、その控除した額とアに規定する控除額との差額を翌月における通信の通信料金の月間累計額から控除します。ただし、翌月における通信の 1 の請求書に係る通信料金の月間累計額が差額に満たない場合は、その通信料金の月間累計額と同額を控除し、その一般電話契約の申込みに係る料金控除の適用を終了します。

ウ ア及びイに規定する申込みに係る料金控除の適用の実施期間中に一般電話契約者とその一般電話契約を解除し、新たに一般電話契約の申込みをした場合は、当社は、その一般電話契約について、申込みに係る料金控除の適用をしないことがあります。

(7) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の通信料金の取扱い

当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の通信料金は、次のとおりとします。

① 過去 1 年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する月の前 12 ヶ月の各月における 1 日平均の通信料金が最低と

なる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

② ①以外の場合

把握可能な実績に基づき①に準じて算出した額

(8) 本邦とインマルサットシステムに係わる移動地球局との間の通信の取扱い

本邦とインマルサットインマルサットシステムに係わる移動地球局との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局の所在地にかかわらず、国際通信として取扱います。

2 料金額
通信料金

2-1 国内通信の通信料金

2-1-1 一般電話サービス及び一般 ISDN サービスの通信料金

(1) プラン I

区 分			次の秒数までごとに 6 円			
			昼間	土曜日・ 日 曜 日・祝日	夜間	深夜・ 早朝
1. 市内通信			120	120	120	120
2. 県内市外 通信	通信の 地域間 距離	20km まで	90	90	90	90
		30km まで	60	60	60	60
		60km まで	60	60	60	60
		100km まで	45	45	45	45
		100km を超えるもの	45	45	45	45
3. 県間市外 通信	通信の 地域間 距離	20km まで	90	90	90	90
		30km まで	60	60	60	60
		60km まで	45	45	45	45
		100km まで	30	30	30	30
		100km を超えるもの	23	23	23	23

(2) プラン II

区 分			3 分までごとに 料金額
市内通信			8.2 円
県内市外通信	通信の地域 間距離	100km までのもの	18 円
		100km を超えるもの	20 円
県間市外通信	通信の地域 間距離	100km までのもの	8.2 円
		100km を超えるもの	20 円

(3) プランⅢ

区 分			次の秒数までごとに 5.4 円			
			昼間	土曜日・ 日 曜 日・祝日	夜間	深夜・ 早朝
1. 市内通信			120	120	120	120
2. 県内市外 通信	通信の 地域間 距離	20km まで	90	90	90	90
		30km まで	60	60	60	60
		60km まで	60	60	60	60
		100km まで	45	45	45	45
		100km を超えるもの	45	45	45	45
3. 県間市外 通信	通信の 地域間 距離	20km まで	90	90	90	90
		30km まで	60	60	60	60
		60km まで	45	45	45	45
		100km まで	30	30	30	30
		100km を超えるもの	23	23	23	23

(4) プランα

1分までごとに

区 分	料金額
4 携帯・自動車電話設備への通信	18 円
5 PHS 設備への通信	18 円

(5) プランβ

区 分	次の秒数までごとに 10 円			
	昼間	土曜日・ 日 曜 日・祝日	夜間	深夜・ 早朝
4 携帯への通信 (株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに係る 契約に基づいて設置される契約者 回線に着信があった場合)	27.5	27.5	27.5	31.5
4 携帯・自動車電話設備への通信 (KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会 社、ソフトバンク株式会社、イー・アクセス 株式会社に係る契約に基づいて設置される契 約者回線に着信があった場合)	24	24	24	31.5

2-1-2 着払電話サービス及び着払 ISDN サービスの通信料金

ア プラン A

(1) 当社契約回線等または固定端末設備から発信されるもの

区 分			次の秒数までごとに市内通信については8.5 円、それ以外の通信については10 円			
			昼間	土曜日・ 日 曜 日・祝日	夜間	深夜・ 早朝
1. 市内通信			180	180	180	240
2. 県内市外 通信	通信の 地域間 距離	20km まで	90	90	90	120
		30km まで	60	75	75	90
		60km まで	60	60	60	90
		100km まで	45	60	60	90
		100km を超えるもの	45	60	60	90
3. 県間市外 通信	通信の 地域間 距離	20km まで	90	90	90	120
		30km まで	60	60	60	75
		60km まで	45	60	60	75
		100km まで	30	45	45	60
		100km を超えるもの	23	26	26	45

(2) 携帯・自動車電話設備から発信されるもの

区 分			次の秒数までごとに市内通信については8.5円、それ以外の通信については10 円			
			昼間	土曜日・ 日 曜 日・祝日	夜間	深夜・ 早朝
1. 市内通信			14	15	15	16

(3) PHS設備から発信されるもの

区 分			次の秒数までごとに10円			
			昼間		夜間	深夜・ 早朝
			土曜日・ 日 曜 日・祝日			
市内通信			45	45	45	60
その他通信	通信の 地域間 距離	20km まで	45	45	45	60
		60km まで	23	23	23	30
		60km を超えるもの	12	14	14	15
上記のほかに通信 1 回ごとに			10 円			

(4) 公衆電話設備から発信されるもの

区 分			次の秒数までごとに10円			
			昼間		夜間	深夜・ 早朝
			土曜日・ 日 曜 日・祝日			
市内通信			23	23	23	23
その他通信	通信の 地域間 距離	20km まで	23	23	23	23
		30km まで	23	23	23	23
		60km まで	23	23	23	23
		100km まで	21	21	21	21
		100km を超えるもの	18	18	18	18

(5) ユニバーサルサービス料

料金種別	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	1 番号ごとに月額	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則に基づき、総務省告示（平成 18 年総務省告示第 429 号）により算定され、電気通信事業法第 110 条第 2 項に基づく所要の手続きによる認可を受け定められた金額円

イ プランB

(1) 当社契約回線等または固定端末設備から発信されるもの

区 分			次の秒数までごとに市内通信については8.5 円、それ以外の通信については10 円			
			昼間		夜間	深夜・ 早朝
			土曜日・ 日 曜 日・祝日			
1. 市内通信			180	180	180	240
2. 県内市外 通信	通信の 地域間 距離	20km まで	90	90	90	120
		30km まで	75	90	90	90
		60km まで	75	90	90	90
		100km まで	45	60	60	90
		100km を超えるもの	45	60	60	90
3. 県間市外 通信	通信の 地域間 距離	20km まで	90	90	90	120
		30km まで	75	90	90	90
		60km まで	75	90	90	90
		100km まで	30	45	45	60
		100km を超えるもの	23	30	30	45

(2) 携帯・自動車電話設備から発信されるもの

区 分			次の秒数までごとに10円			
			昼間		夜間	深夜・ 早朝
			土曜日・ 日 曜 日・祝日			
1. 市内通信			15	17	17	17

(3) PHS設備から発信されるもの

区 分			次の秒数までごとに10円			
			昼間		夜間	深夜・ 早朝
			土曜日・ 日 曜 日・祝日			
市内通信			45	45	45	45
その他通信	通信の 地域間 距離	20km まで	45	45	45	45
		60km まで	23	23	23	30
		60km を超えるもの	23	23	23	26
上記のほかに通信 1 回ごとに			10 円			

(4) 公衆電話設備から発信されるもの

区 分			次の秒数までごとに10円			
			昼間		夜間	深夜・ 早朝
			土曜日・ 日 曜 日・祝日			
市内通信			23	23	23	23
その他通信	通信の 地域間 距離	20km まで	23	23	23	23
		30km まで	23	23	23	23
		60km まで	23	23	23	23
		100km まで	21	21	21	21
		100km を超えるもの	18	18	18	18

(5) ユニバーサルサービス料

料金種別	単位	両金額
ユニバーサルサービス料	1 番号ごとに月額	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則に基づき、総務省告示（平成 18 年総務省告示第 429 号）により算定され、電気通信事業法第 110 条第 2 項に基づく所要の手続きによる認可を受け定められた金額

2-2 国際通信の通信料金及び取扱地域

1分までごとに

地 域	固定端末設備 から発信する 場合（国内通 信でプラン Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの いずれかを選 択した場合）	固定端末設備 から発信する 場合（国内通 信でプランⅣ を選択した場 合）	携帯・自動車 電話設備から 発信する場合
アイスランド共和国	60円	31円	73円
アイルランド	60円	20円	73円
アゼルバイジャン共和国	60円	64円	73円
アセンション島	100円	80円	113円
アゾレス諸島	60円	35円	73円
アフガニスタン・イスラム共和国	120円	76円	155円
アメリカ合衆国（アラスカおよびハワイを除きます。）	15円	8円	28円
アラスカ	15円	8円	28円
アラブ首長国連邦	100円	50円	113円
アルジェリア民主人民共和国	90円	47円	103円
アルゼンチン共和国	70円	32円	83円
アルバ	70円	32円	83円
アルバニア共和国	80円	47円	93円
アルメニア共和国	80円	64円	93円
アンゴラ共和国	90円	45円	103円
アンティグア・バーブーダ	70円	32円	83円
アンドラ公国	60円	24円	73円
イエメン共和国	100円	84円	113円
イスラエル国	100円	30円	113円
イタリア共和国	30円	20円	43円
イラク共和国	100円	84円	113円
イラン・イスラム共和国	100円	80円	113円
インド	90円	80円	103円
インドネシア共和国	60円	45円	73円
ウガンダ共和国	90円	50円	103円
ウクライナ	80円	50円	93円

ウズベキスタン共和国	80 円	64 円	93 円
ウルグアイ東方共和国	70 円	32 円	83 円
英領バージン諸島	50 円	40 円	63 円
エクアドル共和国	70 円	32 円	83 円
エジプト・アラブ共和国	100 円	75 円	113 円
エスワティニ王国	90 円	45 円	103 円
エストニア共和国	80 円	39 円	93 円
エチオピア連邦民主共和国	100 円	80 円	113 円
エリトリア国	100 円	80 円	113 円
エルサルバドル共和国	70 円	32 円	83 円
オーストラリア連邦	33 円	20 円	46 円
オーストリア共和国	60 円	30 円	73 円
オマーン国	90 円	80 円	113 円
オランダ王国	60 円	20 円	73 円
オランダ領アンティール	70 円	32 円	83 円
ガーナ共和国	90 円	70 円	103 円
カーボベルデ共和国	100 円	75 円	113 円
カザフスタン共和国	80 円	64 円	93 円
カタール国	90 円	84 円	113 円
カナダ	15 円	8 円	28 円
カナリア諸島	60 円	30 円	73 円
ガボン共和国	90 円	70 円	103 円
カメルーン共和国	100 円	80 円	113 円
ガンビア共和国	100 円	71 円	113 円
カンボジア王国	90 円	48 円	103 円
ギニアビサウ共和国	100 円	100 円	113 円
ギニア共和国	90 円	70 円	103 円
キプロス共和国	90 円	45 円	113 円
キューバ共和国	100 円	100 円	113 円
ギリシャ共和国	60 円	35 円	73 円
キリバス共和国	70 円	70 円	83 円
キルギス共和国	80 円	64 円	93 円
グアテマラ共和国	70 円	32 円	83 円
グアドループ島	70 円	32 円	83 円
グアム	40 円	20 円	63 円
クウェート国	90 円	80 円	113 円

クック諸島	70 円	70 円	83 円
グリーンランド	60 円	60 円	73 円
クリスマス島	60 円	60 円	83 円
グルジア	80 円	64 円	93 円
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	30 円	20 円	43 円
グレナダ	70 円	32 円	83 円
クロアチア共和国	80 円	55 円	93 円
ケイマン諸島	70 円	32 円	83 円
ケニア共和国	100 円	75 円	113 円
コートジボワール共和国	100 円	80 円	113 円
ココス・キーリング諸島	60 円	60 円	83 円
コスタリカ共和国	70 円	32 円	83 円
コモロ連合	100 円	72 円	113 円
コロンビア共和国	70 円	32 円	83 円
コンゴ共和国	90 円	71 円	103 円
コンゴ民主共和国	90 円	71 円	113 円
サイパン	40 円	30 円	63 円
サウジアラビア王国	100 円	80 円	113 円
サモア独立国	70 円	52 円	83 円
サントメ・プリンシペ民主共和国	100 円	100 円	113 円
ザンビア共和国	90 円	70 円	103 円
サンピエール島・ミクロン島	50 円	40 円	63 円
サンマリノ共和国	60 円	48 円	73 円
シエラレオネ共和国	100 円	80 円	113 円
ジブチ共和国	100 円	71 円	113 円
ジブラルタル	60 円	47 円	73 円
ジャマイカ	70 円	32 円	83 円
シリア・アラブ共和国	90 円	84 円	113 円
シンガポール共和国	40 円	20 円	53 円
シント・マールテン	70 円	32 円	83 円
ジンバブエ共和国	90 円	70 円	103 円
スイス連邦	60 円	23 円	73 円
スウェーデン王国	60 円	20 円	73 円
スーダン共和国	90 円	71 円	103 円
スペイン	60 円	30 円	73 円

スペイン領北アフリカ	60 円	30 円	73 円
スリナム共和国	100 円	80 円	113 円
スリランカ民主社会主義共和国	90 円	75 円	103 円
スロバキア共和国	80 円	45 円	93 円
スロベニア共和国	80 円	47 円	93 円
赤道ギニア共和国	90 円	72 円	103 円
セネガル共和国	100 円	80 円	113 円
セルビア共和国	80 円	55 円	93 円
セントクリストファー・ネイビス	100 円	80 円	113 円
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	70 円	32 円	83 円
ソマリア民主共和国	100 円	100 円	113 円
ソロモン諸島	70 円	70 円	83 円
タークスおよびカイコス諸島	70 円	32 円	83 円
タイ王国	60 円	45 円	73 円
大韓民国	33 円	20 円	46 円
台湾	43 円	30 円	56 円
タジキスタン共和国	80 円	60 円	93 円
タンザニア連合共和国	100 円	80 円	113 円
チェコ共和国	80 円	45 円	93 円
チャド共和国	100 円	72 円	113 円
中央アフリカ共和国	90 円	72 円	103 円
中華人民共和国	50 円	30 円	63 円
チュニジア共和国	90 円	70 円	103 円
朝鮮民主主義人民共和国	90 円	90 円	103 円
チリ共和国	70 円	32 円	83 円
ツバル	70 円	70 円	83 円
デンマーク王国	60 円	30 円	73 円
ドイツ連邦共和国	30 円	20 円	43 円
トーゴ共和国	100 円	79 円	113 円
トケラウ諸島	80 円	80 円	93 円
ドミニカ共和国	70 円	32 円	83 円
トリニダード・トバゴ共和国	70 円	32 円	83 円
トルクメニスタン	80 円	64 円	93 円
トルコ共和国	60 円	45 円	73 円
トンガ王国	70 円	52 円	83 円

ナイジェリア連邦共和国	100 円	80 円	113 円
ナウル共和国	70 円	70 円	83 円
ナミビア共和国	90 円	72 円	103 円
ニウエ	80 円	80 円	93 円
ニカラグア共和国	70 円	32 円	83 円
ニジェール共和国	90 円	70 円	103 円
ニューカレドニア	70 円	52 円	83 円
ニュージーランド	50 円	25 円	63 円
ネパール	90 円	76 円	103 円
ノーフォーク島	60 円	60 円	83 円
ノルウェー王国	60 円	20 円	73 円
バーレーン王国	90 円	80 円	113 円
ハイチ共和国	100 円	75 円	113 円
パキスタン・イスラム共和国	90 円	70 円	103 円
バチカン市国	30 円	20 円	43 円
パナマ共和国	70 円	32 円	83 円
バヌアツ共和国	80 円	80 円	93 円
バハマ国	70 円	32 円	83 円
パプアニューギニア独立国	70 円	70 円	83 円
バミューダ諸島	70 円	32 円	83 円
パラオ共和国	70 円	70 円	83 円
パラグアイ共和国	100 円	60 円	113 円
バルバドス	70 円	32 円	83 円
パレスチナ	30 円	30 円	30 円
ハワイ	15 円	8 円	28 円
ハンガリー共和国	80 円	35 円	93 円
バングラデシュ人民共和国	90 円	70 円	103 円
東ティモール	90 円	90 円	103 円
フィジー共和国	70 円	50 円	83 円
フィリピン共和国	50 円	30 円	63 円
フィンランド共和国	60 円	23 円	73 円
ブータン王国	90 円	70 円	103 円
プエルトリコ	50 円	40 円	63 円
フェロー諸島	60 円	48 円	73 円
フォークランド諸島	70 円	70 円	83 円
ブラジル連邦共和国	50 円	30 円	73 円

フランス共和国	30 円	20 円	43 円
フランス領ギアナ	70 円	32 円	83 円
フランス領ポリネシア	70 円	50 円	83 円
ブルガリア共和国	80 円	55 円	93 円
ブルキナファソ	100 円	80 円	113 円
ブルネイ・ダルサラーム国	60 円	48 円	73 円
ブルンジ共和国	90 円	70 円	103 円
米領サモア	70 円	50 円	83 円
米領バージン諸島	50 円	20 円	63 円
ベトナム社会主義共和国	90 円	48 円	103 円
ベナン共和国	100 円	80 円	113 円
ベネズエラ・ボリバル共和国	70 円	32 円	83 円
ベラルーシ共和国	80 円	64 円	93 円
ベリーズ	70 円	32 円	83 円
ペルー共和国	70 円	32 円	83 円
ベルギー王国	60 円	20 円	73 円
ポーランド共和国	80 円	40 円	93 円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	80 円	60 円	93 円
ボツワナ共和国	90 円	72 円	103 円
ボリビア共和国	70 円	32 円	83 円
ポルトガル共和国	60 円	35 円	73 円
香港	33 円	20 円	46 円
ホンジュラス共和国	70 円	70 円	83 円
マーシャル諸島共和国	70 円	52 円	83 円
マイヨット島	90 円	72 円	103 円
マカオ	50 円	30 円	63 円
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	80 円	64 円	93 円
マダガスカル共和国	100 円	72 円	113 円
マディラ諸島	60 円	35 円	73 円
マラウイ共和国	100 円	71 円	113 円
マリ共和国	100 円	47 円	113 円
マルタ共和国	60 円	48 円	73 円
マルチニーク島	70 円	32 円	83 円
マレーシア	53 円	30 円	66 円
ミクロネシア連邦	70 円	52 円	83 円
南アフリカ共和国	90 円	72 円	103 円

南スーダン共和国	90 円	71 円	103 円
ミャンマー連邦	90 円	48 円	103 円
メキシコ合衆国	50 円	35 円	63 円
モーリシャス共和国	100 円	70 円	113 円
モーリタニア・イスラム共和国	90 円	72 円	103 円
モザンビーク共和国	100 円	80 円	113 円
モナコ公国	60 円	24 円	73 円
モルディヴ共和国	90 円	72 円	103 円
モロッコ王国	100 円	70 円	113 円
モンゴル国	90 円	48 円	103 円
モンセラット	100 円	80 円	113 円
モンテネグロ	80 円	55 円	93 円
ヨルダン・ハシミテ王国	90 円	79 円	113 円
ラオス人民民主共和国	90 円	48 円	103 円
ラトビア共和国	80 円	64 円	93 円
リトアニア共和国	80 円	60 円	93 円
リビア国	90 円	70 円	103 円
リヒテンシュタイン公国	60 円	30 円	73 円
リベリア共和国	90 円	72 円	103 円
ルーマニア	80 円	60 円	93 円
ルクセンブルク大公国	60 円	35 円	73 円
ルワンダ共和国	90 円	72 円	103 円
レソト王国	90 円	70 円	103 円
レバノン共和国	100 円	80 円	113 円
レユニオン	90 円	70 円	103 円
ロシア連邦	80 円	45 円	93 円
インマルサット-F/BGAN	400 円	209 円	413 円

第2表 工事に関する費用

1 適用

工事に関する費用は次のとおりとします。

区 分	内 容
着払電話設定工事費	着払電話契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する費用

2 料金額

区 分	単 位	料金額
着払電話設定工事費	1 他社契約回線ごとに	1,000 円

第3表 附帯サービスに関する料金

通信明細内訳書の管理手数料

1 請求先につき月額

区 分	手数料の額
通信明細内訳書の管理手数料	200 円

(注1) 通信明細内訳書の送付を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料（実費）が必要な場合があります。

(注2) 通信明細内訳書の管理手数料の日割りはしません。

料金表別表 1 選択制による通信料金の月極割引

割引選択回線群を単位とする着払通話の通信料金の月極割引 I

区 分	内 容								
(1) 定義	<p data-bbox="469 383 1327 696">ア 「割引選択回線群を単位とする着払通話の通信料金の月極割引」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する他社契約回線により構成される回線群であって、その通信に関する料金が 1 の請求書により請求されるものをいいます。以下この表において同じとします。）に係る着払電話サービスに係る通信（以下この表において「着払通話」といいます。）に関する料金の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p data-bbox="469 712 724 748">(i) プラン A の場合</p> <p data-bbox="1043 763 1327 799" style="text-align: right;">割引選択回線群ごとに</p> <table border="1" data-bbox="497 804 1323 1413"> <thead> <tr> <th data-bbox="497 804 919 898">市内通信（公衆電話設備及び P H S 設備に係る通信を除きます。以下次表において同じとします。）</th> <th data-bbox="919 804 1323 898">割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="497 898 919 1122">割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額 5,000 円以上 30,000 円未満の場合</td> <td data-bbox="919 898 1323 1122">1 の割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 1122 919 1267">30,000 円以上 200,000 円未満の場合</td> <td data-bbox="919 1122 1323 1267">1 の割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 1267 919 1413">200,000 円以上場合</td> <td data-bbox="919 1267 1323 1413">1 の割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="469 1451 1327 1630">イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信に関する料金は、割引選択回線群を代表する他社契約回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の着払電話契約者に請求します。</p>	市内通信（公衆電話設備及び P H S 設備に係る通信を除きます。以下次表において同じとします。）	割引額	割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額 5,000 円以上 30,000 円未満の場合	1 の割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額	30,000 円以上 200,000 円未満の場合	1 の割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額	200,000 円以上場合	1 の割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額
市内通信（公衆電話設備及び P H S 設備に係る通信を除きます。以下次表において同じとします。）	割引額								
割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額 5,000 円以上 30,000 円未満の場合	1 の割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額								
30,000 円以上 200,000 円未満の場合	1 の割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額								
200,000 円以上場合	1 の割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額								
(2) 承諾	<p data-bbox="469 1648 1327 1827">ア この月極割引を選択する着払電話契約者は、1 の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定していただきます。</p> <p data-bbox="469 1843 1327 1921">イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。</p> <p data-bbox="497 1937 1327 1968">(ア) その申出のあった他社契約回線に係る通信の料金明細内訳</p>								

	<p>が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった他社契約回線が割引選択代表回線に係る着払電話契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の着払電話契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</p> <p>(ウ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信に関する料金の請求先となる着払電話契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠りまたは怠るおそれがないとき。</p> <p>(エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>(オ) その申出のあった割引選択回線群が、他社契約回線により構成される回線群であるとき。</p>		
(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係る着払通話の通信料金の月間累計は、暦月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む月の翌月の初日からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている他社契約回線について、次のいずれかに該当する場合には、月極割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) 着払電話契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信に関する料金の請求先となる着払電話契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(エ) その他(2)欄のイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</p> <p>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄及び3欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄及び3欄の規定によるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="512 1951 1327 1986"> <tr> <td data-bbox="512 1951 919 1986">区 分</td> <td data-bbox="919 1951 1327 1986">月極割引の適用</td> </tr> </table>	区 分	月極割引の適用
区 分	月極割引の適用		

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="512 226 916 371">1 2 から 3 以外により、月極割引の廃止があったとき。</td> <td data-bbox="916 226 1327 371">月極割引の廃止日を含む暦月の末日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 371 916 483">2 着払電話契約が解除になったとき。</td> <td data-bbox="916 371 1327 483">その契約解除日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 483 916 629">3 ウの（イ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td> <td data-bbox="916 483 1327 629">その廃止日を含む暦月の前月の末日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> </table> <p>オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>カ ウの(イ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、1 他社契約回線当たりの着払通話の通信料金を算出して、その他社契約回線の着払電話契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの（イ）の規定する支払期日とします。</p> <p>（注）割引選択回線群に係る着払通話の通信料金に割引率を乗じて得た額に、1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p>	1 2 から 3 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む暦月の末日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。	2 着払電話契約が解除になったとき。	その契約解除日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。	3 ウの（イ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む暦月の前月の末日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。
1 2 から 3 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む暦月の末日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。						
2 着払電話契約が解除になったとき。	その契約解除日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。						
3 ウの（イ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む暦月の前月の末日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。						
(4)1 他社契約回線当たりの着払通話の通信料金の計算	<p>ア 当社は(3)欄のオの規定または料金返還その他の場合において 1 他社契約回線当たりの着払通話の通信料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</p> $ \begin{array}{rcl} \text{1 他社契約回線} & & \text{この月極割引適用前} \\ \text{当たりの着払通話} & & \text{の他社契約回線に係} \\ \text{の通信料金} & = & \text{る着払通話の通信料} \\ & & \text{金} \end{array} \times \frac{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通信料金}} $ <p>イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る着払通話の通信料金からその割引選択回線群を構成するすべての他社契約回線についてアに規定する算式により算出した 1 他社契約回線当たりの着払通話の通信料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る着払通話の通信料金に加算します。</p>						

料金表別表 2 選択制による通信料金の月極割引

割引選択回線群を単位とする着払通話の通信料金の月極割引Ⅱ

区 分	内 容										
(1) 定義	<p>ア 「割引選択回線群を単位とする着払通話の通信料金の月極割引」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する他社契約回線により構成される回線群であって、その通信に関する料金が1の請求書により請求されるものをいいます。以下この表において同じとします。）に係る着払電話サービスに係る通信（以下この表において「着払通話」といいます。）に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。但し本割引は料金表 2-1-2 イに規定するプランBについてのみを対象とします。</p> <p style="text-align: right;">割引選択回線群ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">定額料</td> <td style="text-align: right;">月額 1, 000, 000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">割引額</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> （ア）市内通信（公衆電話設備及びPHS設備に係る通信を除きます。以下次表において同じとします。） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額</td> <td style="text-align: center;">割引額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,000,000 円以上場合</td> <td style="text-align: center;">1 の割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額</td> </tr> </table> <p>イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信に関する料金は、割引選択回線群を代表する他社契約回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の着払電話契約者に請求します。</p>	定額料	月額 1, 000, 000 円	割引額		（ア）市内通信（公衆電話設備及びPHS設備に係る通信を除きます。以下次表において同じとします。）		割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額	割引額	10,000,000 円以上場合	1 の割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額
定額料	月額 1, 000, 000 円										
割引額											
（ア）市内通信（公衆電話設備及びPHS設備に係る通信を除きます。以下次表において同じとします。）											
割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額	割引額										
10,000,000 円以上場合	1 の割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額										
(2) 承諾	<p>ア この月極割引を選択する着払電話契約者は、1 の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定していただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。</p> <p>（ア） その申出のあった他社契約回線に係る通信の料金明細内訳</p>										

	<p>が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった他社契約回線が割引選択代表回線に係る着払電話契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の着払電話契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</p> <p>(ウ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信に関する料金の請求先となる着払電話契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠りまたは怠るおそれがないとき。</p> <p>(エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>(オ) その申出のあった割引選択回線群が、他社契約回線により構成される回線群であるとき。</p>		
<p>(3) 月極割引の適用</p>	<p>ア 割引選択回線群に係る着払通話の通信料金の月間累計は、暦月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む月の翌月の初日からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている他社契約回線について、次のいずれかに該当する場合には、月極割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) 着払電話契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信に関する料金の請求先となる着払電話契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(エ) その他(2)欄のイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</p> <p>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄及び3欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄及び3欄の規定によるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="512 1951 1326 1986"> <tr> <td data-bbox="512 1951 919 1986">区 分</td> <td data-bbox="919 1951 1326 1986">月極割引の適用</td> </tr> </table>	区 分	月極割引の適用
区 分	月極割引の適用		

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="512 235 919 371">1 2 から 3 以外により、月極割引の廃止があったとき。</td> <td data-bbox="919 235 1326 371">月極割引の廃止日を含む暦月の末日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 371 919 483">2 着払電話契約が解除になったとき。</td> <td data-bbox="919 371 1326 483">その契約解除日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 483 919 629">3 ウの（イ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td> <td data-bbox="919 483 1326 629">その廃止日を含む暦月の前月の末日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> </table> <p>オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>カ ウの（イ）の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、1 他社契約回線当たりの着払通話の通信料金を算出して、その他社契約回線の着払電話契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの（イ）の規定する支払期日とします。</p> <p>（注 1）定額料については、日割は行いません。</p> <p>（注 2）割引選択回線群に係る着払通話の通信料金に割引率を乗じて得た額に、1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p>	1 2 から 3 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む暦月の末日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。	2 着払電話契約が解除になったとき。	その契約解除日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。	3 ウの（イ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む暦月の前月の末日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。
1 2 から 3 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む暦月の末日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。						
2 着払電話契約が解除になったとき。	その契約解除日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。						
3 ウの（イ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む暦月の前月の末日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。						
(4)1 他社契約回線当たりの着払通話の通信料金の計算	<p>ア 当社は(3)欄のオの規定または料金返還その他の場合において 1 他社契約回線当たりの着払通話の通信料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</p> $ \begin{array}{rcl} \text{1 他社契約回線} & & \text{この月極割引適用前} \\ \text{当たりの着払通話} & & \text{の他社契約回線に係} \\ \text{の通信料金} & = & \text{る着払通話の通信料} \\ & & \text{金} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{この月極割引} \\ \text{適用後の割引} \\ \text{選択回線群に} \\ \text{係る通信料金} \\ \hline \text{この月極割引} \\ \text{適用前の割引} \\ \text{選択回線群に} \\ \text{係る通信料金} \end{array} $ <p>イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る着払通話の通信料金からその割引選択回線群を構成するすべての他社契約回線についてアに規定する算式により算出した 1 他社契約回線当たりの着払通話の通信料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る着払通話の通信料金に加算します。</p>						

料金表別表 3 選択制による通信料金の月極割引

電気通信事業者を割引選択代表回線の契約者とする着払通話料金の月極割引

区 分	内 容										
(1) 定義	<p>ア 「電気通信事業者を割引選択代表回線の契約者とする着払通話料金の月極割引」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する他社利用回線により構成される回線群であって、この回線群を代表する他社利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者を電気通信事業者（事業法第 9 条第 1 項の規定による届出をした者及び同法第 16 条第 1 項の登録を受けた者をいいます。）とするものをいいます。以下この表において同じとします。）に係る着払電話サービスに係る通信（以下この表において「着払通話」といいます。）に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。但し本割引は料金表 2-1-2 イに規定するプラン B についてのみを対象とします。</p> <p style="text-align: right;">割引選択回線群ごとに</p> <table border="1" data-bbox="499 994 1339 1507"> <tr> <td data-bbox="499 994 927 1043">定額料</td> <td data-bbox="927 994 1339 1043">月額 1, 000, 000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="499 1043 1339 1234">割引額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="499 1234 1339 1234">(ア) 市内通信（公衆電話設備及びPHS設備に係る通信を除きます。以下次表において同じとします。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 1234 927 1350">割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額</td> <td data-bbox="927 1234 1339 1350">割引額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 1350 927 1507">10,000,000 円以上場合</td> <td data-bbox="927 1350 1339 1507">1 の割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額</td> </tr> </table> <p>イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信に関する料金は、割引選択回線群を代表する他社契約回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の着払電話契約者に請求します。</p>	定額料	月額 1, 000, 000 円	割引額		(ア) 市内通信（公衆電話設備及びPHS設備に係る通信を除きます。以下次表において同じとします。）		割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額	割引額	10,000,000 円以上場合	1 の割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額
定額料	月額 1, 000, 000 円										
割引額											
(ア) 市内通信（公衆電話設備及びPHS設備に係る通信を除きます。以下次表において同じとします。）											
割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額	割引額										
10,000,000 円以上場合	1 の割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額										
(2) 承諾	<p>ア この月極割引を選択する着払電話契約者は、1 の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定していただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する</p>										

	<p>場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった他社契約回線に係る通信の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった他社契約回線が割引選択代表回線に係る着払電話契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の着払電話契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</p> <p>(ウ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信に関する料金の請求先となる着払電話契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠りまたは怠るおそれがないとき。</p> <p>(エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>(オ) その申出のあった割引選択回線群が、他社契約回線により構成される回線群であるとき。</p>		
<p>(3) 月極割引の適用</p>	<p>ア 割引選択回線群に係る着払通話の通信料金の月間累計は、暦月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む月の翌月の初日からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている他社契約回線について、次のいずれかに該当する場合には、月極割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) 着払電話契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信に関する料金の請求先となる着払電話契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(エ) その他(2)欄のイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</p> <p>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄及び3欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄及び3欄の規定によるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="512 1951 1326 1986"> <tr> <td data-bbox="512 1951 919 1986">区 分</td> <td data-bbox="919 1951 1326 1986">月極割引の適用</td> </tr> </table>	区 分	月極割引の適用
区 分	月極割引の適用		

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="512 228 919 376">1 2 から 3 以外により、月極割引の廃止があったとき。</td> <td data-bbox="919 228 1343 376">月極割引の廃止日を含む暦月の末日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 376 919 488">2 着払電話契約が解除になったとき。</td> <td data-bbox="919 376 1343 488">その契約解除日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 488 919 636">3 ウの（イ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td> <td data-bbox="919 488 1343 636">その廃止日を含む暦月の前月の末日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> </table> <p>オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>カ ウの（イ）の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、1 他社契約回線当たりの着払通話の通信料金を算出して、その他社契約回線の着払電話契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの（イ）の規定する支払期日とします。</p> <p>（注 1）定額料については、日割は行いません。</p> <p>（注 2）割引選択回線群に係る着払通話の通信料金に割引率を乗じて得た額に、1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p>	1 2 から 3 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む暦月の末日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。	2 着払電話契約が解除になったとき。	その契約解除日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。	3 ウの（イ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む暦月の前月の末日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。
1 2 から 3 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む暦月の末日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。						
2 着払電話契約が解除になったとき。	その契約解除日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。						
3 ウの（イ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む暦月の前月の末日までの着払通話の通信料金について、この月極割引を適用します。						
(4) 割引選択代表回線に係るその他の適用	<p>ア 割引選択代表回線の契約者となる者は、当社が別に定める書類を添付して、当社指定の書面により当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、その契約者が電気通信事業者であって、次に定めるすべての基準に適合する者である場合に限りこれを承諾します。</p> <p>（ア）会社法（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）第2条に規定する会社または会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年七月二十六日法律第八十七号）に規定する特例有限会社であること。</p> <p>（イ）一定の経理的基礎を有している者であること。</p> <p>（ウ）この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金について一括して支払うことを現に怠っていない者または怠るおそれがない者であること。</p> <p>ウ 割引選択代表回線の契約者は、当社の求めに応じて、当社が別に定める期日までに、当社が別に定める書類を当社に提出していただきます。</p> <p>エ 割引選択代表回線の契約者は、当社が別に定める基準に該当する場合、当社が別に定める期日までに、保証金を預け入れていただきます。</p> <p>オ 保証金の額は月間見込み通話料金の2ヶ月分とし、3ヶ月に一度見</p>						

	<p>直し、不足分は直ちに預け入れることとします。</p> <p>カ 保証金については、無利息とします。</p> <p>キ 当社は、割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったときは、割引選択代表回線の契約者に保証金を返還します。この場合、割引選択代表回線の契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。</p> <p>ただし、(1) 欄のイの規定により割引選択代表回線の契約者に請求する料金のうち、その割引選択代表回線の契約者以外の者が支払うべき料金については、返還額を充当しません。</p> <p>ク 当社は、割引選択代表回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア)割引選択代表回線について、(3) 欄のウの(ア)、(イ)、(エ)のいずれかに該当する場合が生じたとき。</p> <p>(イ)割引選択代表回線の契約者が、イに規定する基準に適合する者でなくなったとき。</p> <p>(ウ)エに規定する保証金について、当社が定める期日を経過しても預け入れを行わないとき。</p>
<p>(5)1 他社契約回線当たりの着払通話の通信料金の計算</p>	<p>ア 当社は(3)欄のオの規定または料金返還その他の場合において 1 他社契約回線当たりの着払通話の通信料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</p> $ \begin{array}{rcl} \text{1 他社契約回線} & & \text{この月極割引適用前} \\ \text{当たりの着払通話} & & \text{の他社契約回線に係} \\ \text{の通信料金} & = & \text{る着払通話の通信料} \\ & & \text{金} \end{array} \times \frac{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通信料金}} $ <p>イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る着払通話の通信料金からその割引選択回線群を構成するすべての他社契約回線についてアに規定する算式により算出した 1 他社契約回線当たりの着払通話の通信料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る着払通話の通信料金に加算します。</p>

料金表別表 4 選択制による通信料金の月極割引

割引選択回線群を単位とする一般通信の通信料金の月極割引

区 分	内 容															
(1) 定義	<p>ア 「割引選択回線群を単位とする一般通信の通信の月極割引」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する他社契約回線により構成される回線群であって、その通信に関する料金が1の請求書により請求されるものをいいます。以下この表において同じとします。）に係る一般通信サービスに係る通信（以下この表において「一般通信」といいます。）に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。但し本割引は料金表 2-1-1 (1)に規定するプランⅠ及び(2)に規定するプランⅡを対象とします。</p> <p style="text-align: right;">割引選択回線群ごとに</p> <table border="1" data-bbox="488 853 1331 1267"> <tr> <td data-bbox="488 853 916 898">定額料</td> <td colspan="2" data-bbox="920 853 1331 898">月額 1, 000, 000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 904 916 949">割引額</td> <td colspan="2" data-bbox="920 904 1331 949"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 956 916 1001">市内通信</td> <td colspan="2" data-bbox="920 956 1331 1001"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1008 916 1111">割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額</td> <td colspan="2" data-bbox="920 1008 1331 1111">割引額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1117 916 1267">10,000,000 円以上場合</td> <td colspan="2" data-bbox="920 1117 1331 1267">1 の割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額</td> </tr> </table> <p>イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信に関する料金は、割引選択回線群を代表する他社契約回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の一般電話契約者に請求します。</p>	定額料	月額 1, 000, 000 円		割引額			市内通信			割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額	割引額		10,000,000 円以上場合	1 の割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額	
定額料	月額 1, 000, 000 円															
割引額																
市内通信																
割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額	割引額															
10,000,000 円以上場合	1 の割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額															
(2) 承諾	<p>ア この月極割引を選択する一般電話契約者は、1 の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定していただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった他社契約回線に係る通信の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった他社契約回線が割引選択代表回線に係る一般電話契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表</p>															

	<p>回線の一般電話契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）</p> <p>(ウ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信に関する料金の請求先となる一般電話契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠りまたは怠るおそれがないとき。</p> <p>(エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>(オ) その申出のあった割引選択回線群が、他社契約回線により構成される回線群であるとき。</p>				
<p>(3) 月極割引の適用</p>	<p>ア 割引選択回線群に係る一般通信の通信料金の月間累計は、暦月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む月の翌月の初日からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている他社契約回線について、次のいずれかに該当する場合には、月極割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) 一般電話契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信に関する料金の請求先となる一般電話契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(エ) その他(2)欄のイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</p> <p>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄及び3欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄及び3欄の規定によるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="501 1807 1316 1986"> <thead> <tr> <th data-bbox="501 1807 908 1845">区 分</th> <th data-bbox="911 1807 1316 1845">月極割引の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="501 1848 908 1986">1 2 から 3 以外により、月極割引の廃止があったとき。</td> <td data-bbox="911 1848 1316 1986">月極割引の廃止日を含む暦月の末日までの一般通信の料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	月極割引の適用	1 2 から 3 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む暦月の末日までの一般通信の料金について、この月極割引を適用します。
区 分	月極割引の適用				
1 2 から 3 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む暦月の末日までの一般通信の料金について、この月極割引を適用します。				

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">2 一般電話契約が解除になったとき。</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">その契約解除日までの一般通信の通信料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3 ウの（イ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td> <td style="padding: 5px;">その廃止日を含む暦月の前月の末日までの一般通信の通信料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> </table> <p>オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>カ ウの（イ）の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、1 他社契約回線当たりの一般通信の通信料金を算出して、その他社契約回線の一般電話契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの（イ）の規定する支払期日とします。</p> <p>（注 1）定額料については、日割は行いません。 （注 2）割引選択回線群に係る一般通信の通信料金に割引率を乗じて得た額に、1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p>	2 一般電話契約が解除になったとき。	その契約解除日までの一般通信の通信料金について、この月極割引を適用します。	3 ウの（イ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む暦月の前月の末日までの一般通信の通信料金について、この月極割引を適用します。
2 一般電話契約が解除になったとき。	その契約解除日までの一般通信の通信料金について、この月極割引を適用します。				
3 ウの（イ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む暦月の前月の末日までの一般通信の通信料金について、この月極割引を適用します。				
<p>(4)1 他社契約回線当たりの一般通信の通信料金の計算</p>	<p>ア 当社は(3)欄のオの規定または料金返還その他の場合において 1 他社契約回線当たりの一般通信の通信料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</p> $ \begin{array}{rcl} \text{1 他社契約回線} & & \text{この月極割引適用前} \\ \text{当たりの一般通信} & = & \text{の他社契約回線に係} \\ \text{の通信料金} & & \text{る一般通信の通信料} \\ & & \text{金} \end{array} \times \frac{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通信料金}} $ <p>イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る一般通信の通信料金からその割引選択回線群を構成するすべての他社契約回線についてアに規定する算式により算出した 1 他社契約回線当たりの一般通信の通信料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る一般通信の通信料金に加算します。</p>				

料金表別表 5 選択制による通信料金の月極割引

電気通信事業者を割引選択代表回線の契約者とする一般通信料金の月極割引

区 分	内 容										
(1) 定義	<p>ア 「電気通信事業者を割引選択代表回線の契約者とする一般通信料金の月極割引」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する他社利用回線により構成される回線群であって、この回線群を代表する他社利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者を電気通信事業者（事業法第 9 条第 1 項の規定による届出をした者及び同法第 16 条第 1 項の登録を受けた者をいいます。）とするものをいいます。以下この表において同じとします。）に係る一般通信サービスに係る通信（以下この表において「一般通信」といいます。）に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。但し本割引は料金表 2-1-1 (1)に規定するプランⅠ及び(2)に規定するプランⅡを対象とします。</p> <p style="text-align: right;">割引選択回線群ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">定額料</td> <td style="text-align: right;">月額 1, 000, 000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">割引額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市内通信</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額</td> <td style="text-align: center;">割引額</td> </tr> <tr> <td>10,000,000 円以上場合</td> <td>1 の割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額</td> </tr> </table> <p>イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信に関する料金は、割引選択回線群を代表する他社契約回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の一般電話契約者に請求します。</p>	定額料	月額 1, 000, 000 円	割引額		市内通信		割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額	割引額	10,000,000 円以上場合	1 の割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額
定額料	月額 1, 000, 000 円										
割引額											
市内通信											
割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額	割引額										
10,000,000 円以上場合	1 の割引選択回線群に係る市内通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額										
(2) 承諾	<p>ア この月極割引を選択する一般電話契約者は、1 の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定していただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった他社契約回線に係る通信の料金明細内訳</p>										

	<p>が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった他社契約回線が割引選択代表回線に係る一般電話契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の一般電話契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みません。)</p> <p>(ウ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信に関する料金の請求先となる一般電話契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠りまたは怠るおそれがないとき。</p> <p>(エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>(オ) その申出のあった割引選択回線群が、他社契約回線により構成される回線群であるとき。</p>		
(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係る一般通信の通信料金の月間累計は、暦月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む月の翌月の初日からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている他社契約回線について、次のいずれかに該当する場合には、月極割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) 一般電話契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信に関する料金の請求先となる一般電話契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(ウ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(エ) その他(2)欄のイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</p> <p>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄及び3欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄及び3欄の規定によるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="512 1951 1326 1986"> <tr> <td data-bbox="512 1951 919 1986">区 分</td> <td data-bbox="919 1951 1326 1986">月極割引の適用</td> </tr> </table>	区 分	月極割引の適用
区 分	月極割引の適用		

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="512 228 917 376">1 2 から 3 以外により、月極割引の廃止があったとき。</td> <td data-bbox="917 228 1327 376">月極割引の廃止日を含む暦月の末日までの一般通信の通信料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 376 917 488">2 一般電話契約が解除になったとき。</td> <td data-bbox="917 376 1327 488">その契約解除日までの一般通信の通信料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 488 917 636">3 ウの（イ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td> <td data-bbox="917 488 1327 636">その廃止日を含む暦月の前月の末日までの一般通信の通信料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> </table> <p>オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>カ ウの（イ）の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、1 他社契約回線当たりの一般通信の通信料金を算出して、その他社契約回線の一般電話契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの（イ）の規定する支払期日とします。</p> <p>（注 1）定額料については、日割は行いません。</p> <p>（注 2）割引選択回線群に係る一般通信の通信料金に割引率を乗じて得た額に、1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p>	1 2 から 3 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む暦月の末日までの一般通信の通信料金について、この月極割引を適用します。	2 一般電話契約が解除になったとき。	その契約解除日までの一般通信の通信料金について、この月極割引を適用します。	3 ウの（イ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む暦月の前月の末日までの一般通信の通信料金について、この月極割引を適用します。
1 2 から 3 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む暦月の末日までの一般通信の通信料金について、この月極割引を適用します。						
2 一般電話契約が解除になったとき。	その契約解除日までの一般通信の通信料金について、この月極割引を適用します。						
3 ウの（イ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む暦月の前月の末日までの一般通信の通信料金について、この月極割引を適用します。						
(4) 割引選択代表回線に係るその他の適用	<p>ア 割引選択代表回線の契約者となる者は、当社が別に定める書類を添付して、当社指定の書面により当社に申し出てください。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、その契約者が電気通信事業者であって、次に定めるすべての基準に適合する者である場合に限りこれを承諾します。</p> <p>（ア）会社法（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）第2条に規定する会社または会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年七月二十六日法律第八十七号）に規定する特例有限会社であること。</p> <p>（イ）一定の経理的基礎を有している者であること。</p> <p>（ウ）この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金について一括して支払うことを現に怠っていない者または怠るおそれがない者であること。</p> <p>ウ 割引選択代表回線の契約者は、当社の求めに応じて、当社が別に定める期日までに、当社が別に定める書類を当社に提出していただきます。</p> <p>エ 割引選択代表回線の契約者は、当社が別に定める基準に該当する場合、当社が別に定める期日までに、保証金を預け入れていただきます。</p> <p>オ 保証金の額は月間見込み通話料金の2ヶ月分とし、3ヶ月に一度見</p>						

	<p>直し、不足分は直ちに預け入れることとします。</p> <p>カ 保証金については、無利息とします。</p> <p>キ 当社は、割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったときは、割引選択代表回線の契約者に保証金を返還します。この場合、割引選択代表回線の契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。</p> <p>ただし、(1) 欄のイの規定により割引選択代表回線の契約者に請求する料金のうち、その割引選択代表回線の契約者以外の者が支払うべき料金については、返還額を充当しません。</p> <p>ク 当社は、割引選択代表回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア)割引選択代表回線について、(3) 欄のウの(ア)、(イ)、(エ)のいずれかに該当する場合が生じたとき。</p> <p>(イ)割引選択代表回線の契約者が、イに規定する基準に適合する者でなくなったとき。</p> <p>(ウ)エに規定する保証金について、当社が定める期日を経過しても預け入れを行わないとき。</p>
<p>(5)1 他社契約回線当たりの一般通信の通信料金の計算</p>	<p>ア 当社は(3)欄のオの規定または料金返還その他の場合において 1 他社契約回線当たりの一般通信の通信料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。</p> $ \begin{array}{rcl} \text{1 他社契約回線} & & \text{この月極割引適用前} \\ \text{当たりの一般通信} & & \text{の他社契約回線に係} \\ \text{の通信料金} & = & \text{る一般通信の通信料} \\ & & \text{金} \end{array} \times \frac{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通信料金}} $ <p>イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る一般通信の通信料金からその割引選択回線群を構成するすべての他社契約回線についてアに規定する算式により算出した 1 他社契約回線当たりの一般通信の通信料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る一般通信の通信料金に加算します。</p>

附則

この電話サービス契約約款は、平成16年4月1日から実施します。

附則

この改正規定は、平成14年2月1日から実施します。

附則

この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条 本約款実施の際現に、旧電話サービス契約約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約については、本約款の実施の日において、本約款の規定により締結した同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

旧約款の契約	本約款の契約
電話契約	一般電話契約
電話契約者	一般電話契約者

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条 この改正規定実施前に支払いまたは支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

第4条 この改正規定実施前に旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

(手続き等の効力等)

第5条 本約款実施前に、旧約款の規定により行った電話契約に係る手続きその他の行為は、本約款中これに相当する規定があるときは、本約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2 本約款実施の際現に、旧約款の規定により提供している電気通信サービスは、本約款中これに相当する規定があるときは、本約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

(契約の名称)

第6条 本約款の実施後、申込書等において当分の間は、一般電話契約を電話契約と称するほか、この改正規定実施前の電話サービス契約約款（以下「旧約款」といいます。）中の用語で本約款にこれに相当する用語がある場合は、旧約款の用語を使用することがありま

す。

附 則

本約款は、平成14年5月17日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成14年8月1日から有効となります。

経過措置

この改正規定実施の際、改正前の約款の規定による着払電話サービスまたは着払ISDN サービスにかかる契約については、この改正規定実施の日において着払電話サービス及び着払ISDN サービスの通信料金に規定するプランA の契約とみなします。

附 則

この改正規定は、平成14年8月15日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成14年9月1日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成14年10月1日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成14年11月1日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成14年12月1日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成15年4月1日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成15年8月1日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成15年12月1日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成15年12月12日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成16年4月1日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成16年4月15日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成16年7月1日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成16年11月1日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成18年6月2日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成19年4月1日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成20年9月1日から有効となります。

第39条3項に個別料金設定に対する文言を追加しました。

附 則

この改正規定は、平成21年1月1日から有効となります。

(2-2 国際通信の通信料金及び取扱地域料)

2 2009年1月1日より、インマルサット社のインマルサット衛星通信サービスの海域番号(=国番号)が「870」に統一されました。これに伴い料金表を変更しました。

附 則

この改正規定は、平成21年5月1日から有効となります。

(料金額)

2 ユニバーサルサービス料を追記しました。

附 則

この改正規定は、平成23年2月1日から有効となります。

(料金額)

2 ユニバーサルサービス料を修正しました。

附則

この改正規定は、平成 23 年 9 月 1 日から有効となります。

(反社会的勢力に関する文言)

2 反社会的勢力に関する各条文内容について変更しました。

附則

この改正規定は、平成 24 年 1 月 1 日から有効となります。

(料金額)

2 ユニバーサルサービス料を修正しました。

附則

この改正規定は、平成 24 年 3 月 23 日から有効となります。

(2-2 国際通信の通信料金及び取扱地域料)

2 地域と料金額について以下を追加しました。

シント・マールテン、南スーダン共和国

附則

この改正規定は、平成 24 年 7 月 1 日から有効となります。

(料金額)

2 ユニバーサルサービス料を修正しました。

附則

この改正規定は、平成 25 年 11 月 1 日から有効となります。

プランαおよびプランβにおける割引対象にPHS設備を追加しました。

附則

この改正規定は、平成 26 年 2 月 1 日から有効となります。

(料金額)

2 料金表から税込価格を削除しました。

附則

この改正規定は、平成 26 年 9 月 1 日から有効となります。

(新規受付の中止)

2 平成 26 年 8 月 31 日より着払電話サービス プランBの新規受付を中止しました。

附則

この改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から有効となります。

(料金額)

2 ユニバーサルサービス料を追記しました。

附則

この改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から有効となります。

(新規受付の中止)

2 平成 27 年 1 月 30 日より着払電話サービス プランAおよび着払ISDNサービスの新規受付を中止しました。

附則

この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から有効となります。

(料金額)

2 ユニバーサルサービス料の表記を変更しました。

附則

この改正規定は、平成 29 年 1 月 16 日から有効となります。

(料金額)

2 インマルサットを使用した移動衛星通信サービスとの接続が一部終了したことにより、料金表を変更しました。

附則

この改正規定は、平成 30 年 10 月 15 日から有効となります。

(料金表第 1 表第 2-2 国際通信の通信料金及び取扱地域)

2 スワジランド王国の地域名をエスワティニ王国に変更しました。